（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第８部　（略） 第９部　追　補　⑸ 内　用　薬 品　名　規　格　単　位　薬　価 円 （は） バルバーサ錠３mg　３mg１錠　31,810.40 バルバーサ錠４mg　４mg１錠　41,501.70 バルバーサ錠５mg　５mg１錠　51,009.70 注　射　薬 品　名　規　格　単　位　薬　価 円 （ハ） ベバシズマブＢＳ点滴静注100mg「アムジェン」　100mg４mL１瓶　6,901 ベバシズマブＢＳ点滴静注400mg「アムジェン」　400mg16mL１瓶　26,066	**別表** 注１～３　（略） 第１部～第８部　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百九十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療養担当基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月十六日から適用する。

令和七年七月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第２ 第１部～第３部　（略） 第４部　追　補　⑴ 内　用　薬 品　名　規　格　単　位 （い） イマチニブ錠100mg「ヤクルト」　100mg１錠 （せ） 局　セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用10％「ＴＷ」　100mg１g 局　セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10％「ＳＷ」　100mg１g 局　セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「ＳＷ」　75mg１錠	**別表第２** 第１部～第３部　（略） （新設）